

平成15年2月28日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市児童福祉審議会

委員長 齋藤 史郎

「保育サービスの充実に向けて保育所のあり方  
と行政の役割はどうあるべきか」について  
(第24期横浜市児童福祉審議会 意見具申)

このことについて、審議を重ねてきた結果、別紙のように意見を取りまとめましたので、児童福祉法第8条第3項の規定に基づき意見を具申いたします。

「保育サービスの充実に向けて保育所のあり方と  
行政の役割はどうあるべきか」について

(意見具申)

平成15年2月

横浜市児童福祉審議会

## 目 次

はじめに	-----	1	
1	これまでの本市の保育所の設置状況	-----	2
2	保育所の状況	-----	2
	(1) 主な保育サービスの実施状況		
	(2) 保育需要への柔軟な対応		
3	運営経費の公立・民間比較	-----	6
4	保育所における現状の課題	-----	7
	(1) 公立保育所		
	(2) 民間保育所		
5	本市の財政状況	-----	9
6	本市が今後とるべき施策の方向	-----	9
	(1) 保育施策の方法		
	(2) 行政の役割		

はじめに

本市では、就学前児童数が増加傾向にあることや、女性の社会進出の増加・就業構造の変化などにより、認可保育所（以下、保育所という）への入所希望者が急増し、待機児童が多数発生しています。そのために待機児童解消策として、平成9年度から「緊急保育計画」、平成13年度から「よこはま子育て支援計画」を進め、この結果、他都市には例のない急速なペースで定員の拡大が図られてきましたが、依然として待機児童数は1,000人を超える状況が続いています。そこで、平成14年度からは本市の総合計画である「中期政策プラン」の中で平成18年4月1日の保育所待機児童数ゼロを目標とする保育所等整備計画が策定され、推進が図られています。

また、社会福祉基礎構造改革が進む中で、保育所入所の仕組みが措置から保護者の選択制に改められるとともに、保育所の設置認可の規制緩和により株式会社等についても設置主体として認められ、更に、保育所保育指針の改訂により保育内容の向上が図られるなど、保育を巡る状況は大きく変化してきています。そして、女性の就労形態や保護者の子育てに対する意識も変化し、保育ニーズはますます多様化してきています。

一方、保育ニーズが高まる中、横浜市の財政状況は、一般会計の予算規模が平成11年度から5年連続で前年度を下回る規模となり、かつてのように右肩上がりの税収が見込めない状況になってきています。平成15年度の保育所関係予算案は整備費は62億円、運営費は353億円となっておりますが、今後も限られた予算の中で、引き続き定員拡大をはじめとする保育施策の拡充が求められています。

以上のように社会・経済状況が大きく変化したことから、これまでの横浜市の保育施策について問題点・課題を整理し、今後の保育施策の充実に反映させる必要があるものと考え、児童福祉審議会保育部会において議論を進めてまいりました。

議論にあたりましては、保育施策の中で最も大きなウエイトを占める保育所に焦点を絞り、保育サービスの充実に向けて、保育所のあり方と行政の役割はどうあるべきかについて整理し、その中で最近、他都市の動向で注目されている公立保育所の民営化についても議論をしてきました。

今般、平成14年10月の中間報告以降の議論も含め、これまでの内容についてまとめましたので、意見具申いたします。

## 1 これまでの本市の保育所の設置状況等

本市では昭和30年代の保育所数は民間保育所が公立保育所と比べて圧倒的に多かったのですが、昭和40年代に入ってから人口が急増したにもかかわらず民間保育所の進出が少なかったことから、公立保育所を中心に整備が進められてきました。また、当時の保育ニーズは3歳以上児が圧倒的に多かったことから、保育所の定員構成もニーズに合わせて3歳以上児中心になっていました。

保育所申込者数は昭和50年代後半から平成2年までの間は減少傾向となっていました。平成2年を境に増加傾向に転じ待機児童数も増加し始めました。また、保育ニーズも昭和60年代に入ると3歳未満児や延長保育など保育ニーズの多様化が顕著になってきました。

そこで、平成9年度以降は待機児童の解消や多様な保育ニーズに corres pond するため「緊急保育計画」・「よこはま子育て支援計画」・「中期政策プラン」に基づき、市有地無償貸付等の民間誘導策による民間保育所整備等が進められています。

この結果、現在の保育所設置数は、公立保育所127か所（公設民営2か所を含む）、民間保育所134か所となっています。

（平成15年1月1日現在）

	公立	民間	計
施設数	127 か所	134 か所	261 か所
定員	10,758 人	13,577 人	24,335 人

## 2 保育所の状況

### （1）主な保育サービスの実施状況

#### ア 延長保育

18時30分を超えて開所している保育所は公立の17%、民間の73%となっており、民間保育所が果たしている役割が大きくなっています。18時30分までに迎えに行くためには、駅から遠い保育所の場合、特に常勤の保護者にとってはかなり厳しい状況にあると言えます。

公立は平成14年度から20か所（平成15年度からは63か所に拡大予定）で朝・夕30分ずつ時間延長し、7時から19時まで開所することになりましたが、民間保育所では40%が19時を超えて開所し、21時まで開所する園もあります。

#### イ 一時保育

一時保育の実施率は、公立0%、民間の32%となっています。国においては新エンゼルプランで3,000か所（平成16年度目標実施率14%）を目標としており、本市においてはこの目標は達成されています。しかし、核家族化が進行している本市では、今後も緊急時への対応や育児リフレッシュのために充実させていくべき施策の一つと考えます。

一時保育の実施か所数が増えない理由として、一時保育の専用スペースがとりにくいこと、緊急時のために人員を備えておくことの保育所運営上の問題などがありますが、ニーズも多く重要な事業であることから、更なる推進が望まれます。

#### ウ 障害児保育

障害児保育の実施率は、公立の全園、民間の42%となっています。

集団保育になじむという条件があるものの、公立保育所全園で実施されていることは評価できます。

#### エ 病後児保育

現在、病後（病気回復期）の児童を対象に、新設された民間保育所3か所で実施されており、「中期政策プラン」では平成18年度までに病児・病後児保育を16か所整備する予定となっています。

#### オ 外国人保育

外国人児童は増加傾向にあり、多くの保育所に外国人児童が在籍していますが、生活習慣の違いや言葉が通じにくいことによるコミュニケーションの困難性から、特に外国人児童数の多い保育所（公立・民間保育所の各3か所）については保育士の加配や通訳の派遣などの対策が講じられています。

なお、保育所によっては、入所児童のうち70%を超えて外国人児童を受け入れている例があります。

## カ 子育て支援・地域活動

本市では各区1か所の公立保育所を育児支援センター園に指定し、このセンター園を中心に公立保育所全園で地域の人を対象に育児相談等の子育て支援事業が行われています。

また、民間保育所においては約半数の保育所で交流保育等が行われています。

平成13年度の子育て相談件数は公立では5,444件に及んでおり、民間でも相談は着実に増加しています。

### 認可保育所における特別保育事業等の実施状況

(平成14年4月1日現在)

事業名	事業概要	公立	民間	備考
施設数	計 258か所	127か所 [2]	131か所	
1 長時間保育	原則保育時間8時間を超えた保育			民間の開所時間 午後7時まで開所 43か所 午後8時まで開所 50か所 午後8時以降開所 3か所
①長時間保育	早朝と夕方の時間に保育を実施	127か所(100%) [2]	119か所(91%)	
②時間延長サービス	長時間保育の時間を超えて保育を実施	22か所(17%) [2]	96か所(73%)	
2 一時保育	保護者のパート就労、入院、私的利用の支援	なし	42か所(32%)	横浜保育室 92か所実施
3 休日保育	日曜、祝日に保育に欠ける児童の保育	なし	なし	横浜保育室 22か所実施
4 夜間保育	22時までの保育が可能な保育所での保育	なし	* なし	横浜保育室 20か所実施
5 病後児保育	病気回復期にある保育所等入所児童の保育	なし	3か所(2%) (神奈川区、南区、金沢区)	
6 乳児保育	0歳児の保育を推進(0歳児定員あり)	72か所(57%) [2]	106か所(81%)	
7 障害児保育	心身に障害を有する児童の保育	127か所(100%) [2] (421人)	55か所(42%) (102人)	
8 外国人保育	外国人児童の福祉向上を図るための保育	95か所(75%) (430人)	107か所(82%) (514人)	平成13年8月現在の実績
9 地域活動	保護者への育児講座、老人施設との交流などを実施	127か所(100%) [2]	65か所(50%)	
10 子育て支援センター事業	育児相談、交流保育など地域の子育て支援事業を実施	18か所(14%) (各区1か所)	なし	

※か所数右の( )は実施率

※[ ]は公設民営(内数)

\* 夜間保育 平成15年4月から民間1園で実施予定

以上、保育サービスの実施状況からは、障害児保育や地域活動のように公立保育所が積極的に取り組んでいる保育サービスはありますが、民間保育所は公立保育所と比べて相対的に多様な保育ニーズに responding しているといえます。

また、平成14年8月に実施された保育ニーズ調査（24時間型緊急一時保育実施のための実態調査）においては、一時保育、緊急保育、病児保育、夜間保育などの保育サービスの要望が出されており、この面からも公立保育所のニーズ対応の遅れを見ることができます。

公立保育所のニーズ対応が遅れる要因としては、予算制度の制約などがあること、また、時間延長サービスの実施に見られるように、新たな保育サービスを提供する場合、公立保育所は公共の立場から広く均一に市民サービスを実施することが求められ、全区展開ないしは大型園全園実施など事業規模が大きくなる傾向があり、地域ごとに異なる様々な保育ニーズに柔軟に対応することを難しくしているのではないかと考えられます。

#### 24時間型緊急一時保育事業モデルのための実態調査（平成14年8月）

自由回答欄（複数回答） ※ 2,400人を対象に実施、回収率54.5%（1,308件）  
うち、自由回答欄記入639件

主な内容	件数	割合(%)
1 認可保育所の増設・定員増	126	19.7
2 一時保育・緊急保育の充実	81	12.7
3 保育料の低減	79	12.4
4 情報提供の充実	51	8.0
5 公立幼稚園の新設	47	7.4
6 病児保育の充実	38	5.9
7 遊び場の確保	38	5.9
8 学童保育の充実	34	5.3
9 延長保育・夜間保育充実	34	5.3
10 医療費助成の拡充	19	3.0
11 安心して子どもを預けられる環境整備	19	3.0
12 複数の子どもがいる家庭への積極的支援	10	1.6
13 バリアフリー化の推進	8	1.3
14 その他	55	8.5
合計	639	100.0

## (2) 保育需要への柔軟な対応

待機児童がいる場合、公立・民間別に定員を超えてどれだけ入所させているかを見るため、入所率（入所者数／定員数）を比較すると、公立保育所98.3%、民間保育所105.2%（平成14年9月1日現在）となっています。これは国が示している入所の円滑化施策等に沿って民間保育所では定員外入所を行い待機児童の解消に努めているため、このことから民間保育所は公立保育所に比べて柔軟な対応がなされているということが出来ます。

公立保育所の入所率が民間保育所より低い要因としては、昭和40年代に建設された保育所の年齢構成が3歳以上児中心に設定されており、現在の保育ニーズからやや乖離していること、また、公立保育所はこれまで定員外入所等の柔軟な対応ではなく定員そのものを増やして対応してきたこと、公立保育所は民間保育所の様に乳児定員、幼児定員といった柔軟な設定ではなく、年齢別に分けて保育をしてきたこと、保育室も年齢別に仕切られている建物構造が多いこと、などが挙げられます。

## 3 運営経費の公立・民間比較

定員120人規模の保育所で年間の運営経費を公立・民間ともに同じ条件（保育時間・保育サービス・職員配置など）でモデル的に試算すると、民間保育所は公立保育所に比べ、運営経費が17%下回っています。その主な要因は勤続年数の違いに伴う人件費の差によるものです。

なお、職員の年齢構成は、若い職員ばかりでなく経験を積んだベテラン職員がバランス良く配置されていることが望ましいことから、平均勤続年数の高い民間保育所には補助金を多くする国の制度があり、本市では更に長く勤務できるよう国庫補助制度に上乗せして補助を行っています。

### 公立・民間保育所の運営経費（概算）比較

（120人定員で同等の開所時間や保育サービスを実施した場合での比較）

単位：千円

項目	公立(a)	民間(b)	公立-民間(c)	c/a
人件費	176,133	139,929	36,204	20.6%
事務費・事業費	20,262	23,133	▲ 2,871	▲ 14.2%
合計	196,395	163,062	33,333	17.0%

## 4 保育所における現状の課題

これまで公立・民間保育所の保育サービスの実施状況及び運営状況等を見てきましたが、保育所の果たすべき役割・目的においては必ずしも両者で大きな違いは見い出せません。この間、公立・民間保育所はそれぞれ事業の充実に努めてきましたが、急速に変わる社会・経済状況の中では民間保育所の方が多様化する保育ニーズにより柔軟に対応していると言えます。

かつて保育所の対象者は一部に限定され、それらの人たちに対する一定の保育サービスを提供すれば足りていたのですが、近年の保育対象者は子どもを育てている全ての市民に広がり、保育ニーズは多様化しています。

一方、公立保育所は一定の保育サービスを均等に、かつ、大規模に提供する面では優れていますが、地域によっても異なる多様化する保育ニーズに対しては市民に公平にサービス提供していくという立場から、各保育所が独自にきめ細かく対応するといった柔軟性の点では十分とは言えません。

本市は今後も待機児童解消に向けて定員拡大や、多様な保育ニーズに対応していく必要がありますが、先に述べたように本市財政はこれまでのように右肩上がりの税収は見込めない状況となっています。このような中で、市民ニーズにきめ細かく、かつ、効果的に対応し、保育所事業を拡充していくには、これまでの事業手法を抜本的に見直し、コストを抑えながら事業効果を上げる必要があります。

その方策として今後、民間施設で十分対応が可能な場合は、漸次民営化していくべきであり、公立保育所についても民営化を進めていくことが必要であると考えます。

しかしながら、これまで公立保育所が果たしてきた役割も大きいものがあります。

そこで、当審議会としましては公立保育所の民営化を視野に入れつつ、現時点での公立保育所と民間保育所の課題について次のとおり整理しました。

### (1) 公立保育所

#### ア 待機児童解消を目指し定員外受け入れ等の促進

待機児童対策として公立保育所においても定員外の受け入れや受け入れ年齢の柔軟な対応が望まれます。

※ 「保育所への入所の円滑化について」(平成10年2月13日 厚生省児童家庭局長保育課長通知)  
児童福祉施設最低基準及びその他の関係通達に定める基準を満たす範囲内で、年度途

中は認可定員の25%まで定員を超えて入所できる。  
(ただし、過去3年度間常に定員を超えており、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態の場合は定員見直しをすること。)

## イ 障害児保育の推進

障害児保育については、保育士研修の充実や地域療育センターとの連携により専門性を高め、民間保育所との交流に努めることにより、民間保育所での障害児保育の拡大に尽力していく必要があります。

## ウ 地域の子育て支援施策の展開

民間保育所はその設置主体である法人ごとに独立性が高く、それぞれに特色があるのに比べ、公立保育所は市の方針に基づいた均質な運営ということで保育所間で連携を取りやすいという特徴があります(例；合同で育児講演会を開催等)。

近年の核家族化の進行や近隣関係の稀薄化などにより、地域における子育て支援の重要性が高まり、また、虐待など深刻な事例もあることから、公立・民間を問わず保育所全園が地域の子育て支援に積極的に関わっていく必要があります。その中で経験豊富な人材が配置されている公立保育所が果たす役割は大きいものと考えます。

更に、現在、期日を決めて限定的に行われている交流保育や体験保育を拡充実施していくことが必要です。また、これまで以上にボランティアを積極的に受け入れて地域全体で子育てをしていくことも必要です。

## (2) 民間保育所

### ア 待機児童解消を目指し定員増や定員外受け入れの促進

依然として待機児童が多いことから、保育所の新設・増設を積極的に行うことと併せて既存保育所でも定員増や基準内での定員外の受け入れを実施していくことが必要です。

### イ 現在取り組まれている延長保育・一時保育などの保育サービスの一層の拡充

(ア) 多くの民間保育所が延長保育や一時保育等の保育サービスに取り組む中で、一部には実施に消極的な状況もあります。地域の保育ニーズに応じ、更に充実した保育サービスの提供が望まれます。

(イ) 障害児保育については民間保育所の実施率が42%と低い状況になっています。そこで今後、公立保育所において行われている「障害児保育調整委員会」(集団保育になじむか、療育を優先すべきか等を検討)の制度を活用したり、保育士に障害児保育の実習を受ける機会を設けるなど、全園での障害児の受け入れを目指すことが望まれます。

#### ウ 地域と連携した子育て支援

民間保育所の多くは地域住民が設置・運営に関わっている例が多く、また、園長の在職期間も公立保育所と比較して長いことから、地域と密着した関係を作りやすい状況にあります。

今後も、このような関係を活かして地域特性に応じた子育て支援事業を町内会やボランティアの活動と連携協力し積極的に取り組む必要があると考えます。

#### エ 情報の提供

民間保育所においては保育の質の向上を目指していくと共に、特色ある保育をPRするなど、これまで以上に情報提供に努め、利用者の信頼を得ると共に、利用希望者が保育所選択をする際の参考に資する努力が望まれます。

## 5 本市の財政状況

本市の一般会計予算額は平成11年度以降5年連続、前年度を下回る規模となっており、平成15年度予算案は1兆3,014億円と平成11年度と比較して830億円下回る予算額となっています。また、平成15年1月に発表された中期財政見通しによれば、平成14年度から平成18年度の収支不足額累計は860億円になっています。

一方、保育関連予算は平成11年度311億円だったものが、平成15年度予算案では415億円と33%の伸びを示しています。

## 6 本市が今後とるべき施策の方向

これまで、①認可保育所の状況 ②保育所における現状の課題 ③本市の財政状況を見てきました。

言うまでもなく子育て支援は保育施策だけで対応できるものではなく、育児休業等の

労働施策や住環境整備など社会全体で対応すべき大きな課題です。

しかしながら、保育所入所希望者が増加し、多様な保育サービスが求められる本市においては、今後も引き続き保育ニーズに応じた保育施策を充実させていく必要があります。

一方、社会・経済状況は大きく変化しておりますので、保育施策の実施にあたってはこれまでと異なる発想・手法を取り入れながら、柔軟かつ質の高い保育サービスを提供していく必要があります。

そこで、当審議会としましては、これまでの議論を踏まえ、本市の今後の保育施策の方向と行政の役割について次のように提言します。

#### (1) 保育施策の方向

##### ア 待機児童の解消

依然として待機児童数が1,000人を超えていることから、今後も民間保育所を中心とした保育所等の整備を積極的に進めることが必要です。

また、整備には多額の費用と時間がかかること、今後少子化が進み、入所児童数が減少することを想定し、整備と並行して、既設の保育所においても定員増や定員外の受け入れを積極的に進めるとともに横浜保育室をはじめ様々な保育資源を活用して対応する必要があると考えます。

##### イ 保育所の活性化

公立・民間保育所は、それぞれに活性化を図る必要があります。

延長保育については、長時間にわたる保育が児童にとって好ましくない、また労働政策で解決すべきとの議論はありますが、保育時間が短いと結果として二重保育が行われている現状や、保護者の時間的なゆとりのなさが生み出す児童への悪影響も想定されることから、児童の生活リズムに十分配慮しながら現実に即した対応が望まれます。

一時保育については、民間保育所の32%で実施されていますが、今後は地域の保育ニーズに応じて拡大実施していく必要があると考えます。子育てに対する負担感や不安に陥りやすい保護者が多くなっていることから、育児疲れ解消等のための一時保育への理解を広げることが望まれます。

休日保育などの面では認可外保育施設である横浜保育室が実施し、公立・民間保

育所が実施していないという状況もあることから、今後は各保育所が主体的に個々の地域ニーズに応じた保育サービスを提供していくことが必要です。

また、児童福祉法や保育指針に規定されているように、保育所は入所した児童だけではなく地域の子育て支援の拠点と位置づけられていることから、民間保育所においても民間保育所の特性を生かした積極的な取り組みが求められます。そして、事業実施にあたっては公立・民間の枠を超えて地域と連携して進めていく必要があると考えます。

#### ウ 研修・養成機能の充実強化

民間保育所の保育士は経験年数が少ない者が多いこと、また、横浜保育室等の認可外保育施設の職員には保育士資格の無い者もいる現状から、保育士等の研修機会を増やし、保育の質を高めていくことが行政の役割として求められます。特に障害児保育は、公立保育所や地域療育センター等が多くの経験・ノウハウを持っていることから、民間保育所等への支援をより強化することが期待されます。

そして、保育所と横浜保育室・認可外保育施設・家庭保育福祉員との連携・支援活動も更に進めていく必要があります。

また、保育所での保育士養成校の学生実習の受け入れを推進するとともに、プログラムの充実を図り、保育士養成にも貢献する必要があると考えます。

#### エ 保育サービスメニューの拡充

夜間保育・休日保育などの保育サービスについては横浜保育室において実施されているものの、公立・民間保育所においては実施されていません。保育ニーズは多様化しており、どこまで公的な保育でカバーすべきかとの論議がありますが、これらの保育ニーズは就業形態の多様化に伴い普遍的なニーズとなっており、保育所での対応も検討されるべきと考えます。

平成15年4月から本市で初めて24時までの夜間保育が実施される予定ですが、子どもの健康と健やかな成長に十分配慮した施策となることが望まれます。

また、病後児保育については、現在3か所の保育所で実施されていますが、今後は病児の受入れも可能な病院併設型も含めて、地域バランスや保護者ニーズを考慮して充実していく必要があると考えます。病後児保育は手厚い体制が取られた良質

な保育施設であり、利用対象を更に拡大することで多くの市民の利用に供することも重要です。

#### オ 24時間型緊急一時保育（平成15年度予算案）

就学前児童を持つ市民が、病気・事故等の事情により、緊急に児童を預けなければならない状況が生じた場合、終日（24時間）の緊急一時保育事業を15年4月から実施するとしていますが、近隣に頼れる人がいない保護者に対して大きな安心感を与えられる運営となることが期待されます。

#### カ 保育サービスの質の向上

国の規制緩和が年々進んでおり、従来、公立及び社会福祉法人立が中心であったものから、今後はNPO（民間非営利組織）や私企業など様々な分野の運営主体の参入が予測されます。そのためこれまで以上に保育水準の維持向上を図る方策が必要です。

具体的には、各施設からの情報提供・行政等からの情報公開・第三者評価の実施・職員研修の積極的な取り組み、また、これまで国の定める最低基準の検証を中心に行われている市の指導監査において、保育内容も含め、より良質な保育サービスの提供に向けて指導していくことが必要です。

また、本市では平成14年度に「よこはまの保育」を発行し、保育の理念や具体的な保育計画を示し公・民全園に配布していますが、これを用いた積極的な研修を積み重ね、本市全体の保育の質を高めていくことが望まれます。

#### キ 市民活力の活用

子育て支援は行政による公的保育のみで対応できる問題ではなく、社会全体で取り組むべき問題であることから、今後は「子育てサポート事業」等による市民活力の活用策も充実させていく必要があり、行政にはボランティアの育成やコーディネート役割が求められます。

#### ク 公立保育所の民営化

保育サービスの実施状況で述べたように民間事業者の方が市の直営施設よりも多様化した近年の保育ニーズに柔軟かつ迅速に応えることが可能です。また、本市の財政状況は大変厳しい状況ですが、引き続き定員拡大をはじめとする保育施策を充実させてい

く必要があることから、保育水準を下げることなく、保育コストの有効配分に努め、更なる保育施策等の充実を図ることが求められます。

そこで、民間保育所が公立保育所に比べて「柔軟かつ効率的な運営が期待できる」点に着目し、今後は公立保育所の民営化について児童福祉を増進するという観点で踏まえて実施していくことが必要であると考えます。

しかしながら、保育内容を個々に見た場合、公立保育所は全園がほぼ一定の保育内容で実施されていますが、民間保育所は地域性や法人の独自色を出すなど保育内容は園毎に違いがあります。したがって、運営主体の変更による子ども達への影響について十分配慮していくことが保育に携わる者の責務です。

したがって、民営化を円滑に進めるためには次のような点に留意する必要があります。

- (ア) 運営主体の選定に当たっては地域の保育ニーズを反映して保育サービスの向上を確実に期待できる事業者を選定すること
- (イ) 既に入所している児童に配慮し、保育内容・行事などの保育環境について急激な変更は行わないこと
- (ウ) 民営化に関する情報公開を積極的に行い、入所児童の保護者の意見・要望を聴きながら、保育の向上を図るといった共通の目的に立った信頼関係の下に進めること
- (エ) 民営化後の行政が果たしていくべき役割・責任を明確にして保護者の不安を払拭すること

## (2) 行政の役割

多様化・高度化する保育ニーズに対応するため利用者本位の質の高い保育サービスを実現するため今後は行政が一律にサービスを提供するのではなく、社会福祉法人や企業・NPOなど多様なサービス供給主体が、それぞれの特徴を活かし、互いに切磋琢磨してサービスの質を向上させていくことが必要です。

しかしながら、単純に民間に任せればサービスが向上するというものではありません。児童福祉法第24条には保育に係る行政の責任が明記されており、保育制度に関して、公的責任があることは従来と変わりません。

したがって、今後の行政の役割は、市民が利用しやすく、利用して満足できる仕

組みをきちんと作っていくこと、つまり、保育サービスの直接供給主体から保育サービスに関する基盤整備に重点的に取り組んでいくことが行政の果たすべき役割として求められます。

具体的には、

(ア) 民間事業者への財政支援

保育ニーズの多様化に円滑かつ的確に対応するため、引き続き民間事業者の保育サービスに対して適正な行政負担を行うことが必要です。

(イ) 指導の充実強化

今後はより多くの民間事業者によって保育サービスの提供が行われることから、従来にも増して、施設・事業者に対する指導の強化・充実を図る必要があります。これまで指導監査の結果・改善状況は市民からの情報公開請求に応じた個別開示に留まっており、利用者の選択権を十分保証しているとは言えない状況です。また、指摘事項は確実に改善されなければなりません。そこで、今後は監査結果・改善状況については公表すると共に、行政が強い指導力を発揮することが求められます。

(ウ) 情報提供の充実

市民が自らのニーズに合った質の高いサービスを選択できるよう、市民に対する保育サービスの情報提供を積極的に行っていく必要があります。情報提供に当たっては、他施設と比較考量しやすい情報を提供し、利用者個々のニーズに応じた最適なサービスを受けられるようにしていくことが必要です。

(エ) 人材の育成

保育サービスの質を高めるためには保育所職員のスキルアップが大切です。特に、民間保育所の職員は比較的経験年数の短い職員が多く、研修会への参加率も低いことから、研修内容をより充実させるとともに、研修日時を工夫するなど職員の参加率を高める必要があります。また、研修の重要性について施設長への啓発が望まれます。

(オ) 第三者評価の実施によるサービスの質の向上

第三者評価は、保育所自らがサービスの向上に取り組むもので、内容も保育

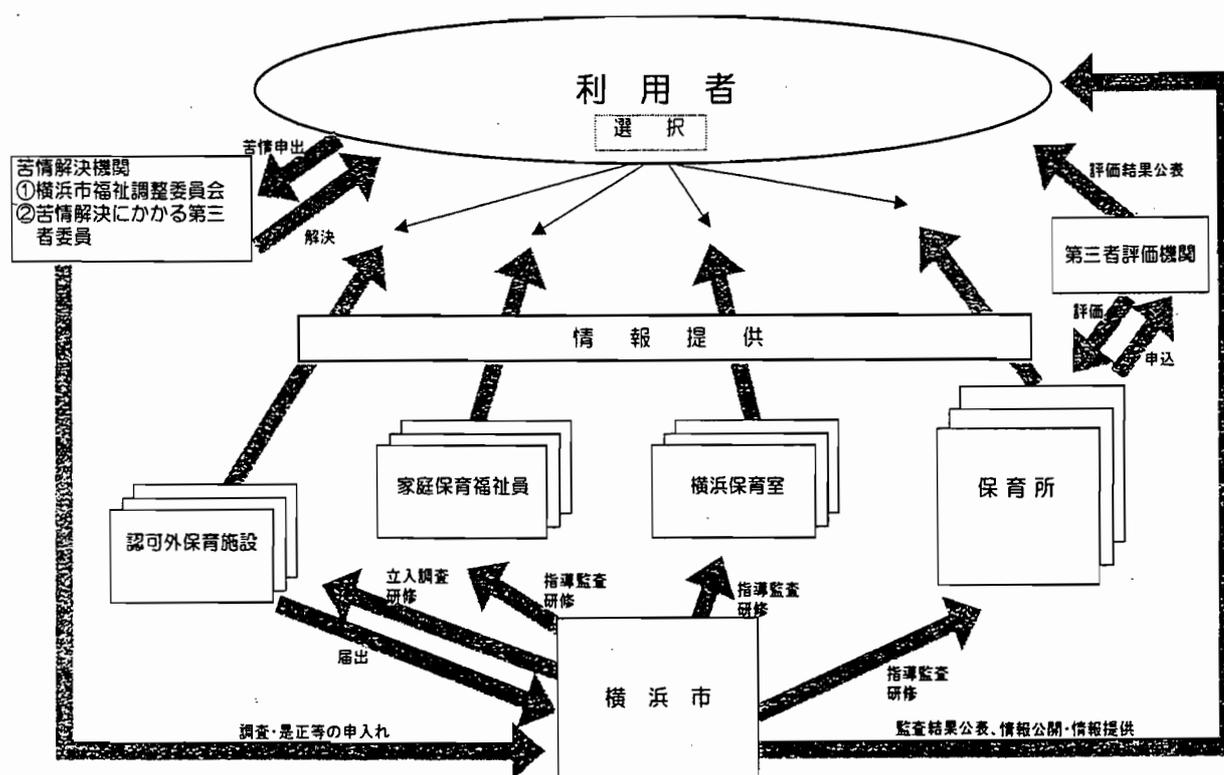
サービスの質の評価であること、また、評価結果は公表が義務付けられていることから利用者の選択権の保障の面で非常に有効なシステムです。

しかし、この制度に消極的な保育所が出ることも予想されることから、本市が積極的に勧奨すると共に、評価後に行政が何らかのフォローをするなど、事業者へのサポートも視野に入れた誘導策が必要です。

#### (カ) 苦情解決の体制整備

社会福祉法に基づき全保育所に第三者委員が設置されていますが、この制度が有効に機能しているかチェックするとともに、利用者と事業者の間で調整困難な事例が生じた場合には行政が積極的に関与し、利用者保護の立場で調整する必要があります。

### 保育の質の向上に向けた取り組み



横浜市においては、以上の提言の趣旨を活かしつつ、子どもの最善の利益を尊重するという観点を基本に据えて、今後の保育施策を推進することを望みます。

## 第24期横浜市児童福祉審議会委員名簿

(50音順, 敬称略, 20人)

H15.1.1現在

	氏 名	現 職 名	部 会 等
1	アサイ ユキコ 浅井 ゆき子	横浜市PTA連絡協議会 書記	保 育
2	アンザイ ミツコ 安西 美津子	横浜市女性協会 理事	保 育
3	イトウ テルコ 伊藤 輝子	鶴見大学短期大学部 教授	保 育 副 部 会 長
4	オオクボ カズコ 大久保 かずこ	C A P かながわ	里 親
5	オオタ トヨホ 大田 豊穂	横浜市医師会 副 会 長	副 委 員 長
6	オオヤ ユウコ 大矢 裕子	女性の目で見たまち づくりアドバイザー	保 育
7	オカモト アツヨ 岡本 充代	弁 護 士	児 童
8	オノベ ミチコ 小野辺 三智子	横浜市愛児会 会 長	里 親 副 部 会 長
9	キタムラ ユキコ 北村 由紀子	横浜市西部地域療育 センターセンター長	里 親
10	コダマ リョウコ 小玉 亮子	横浜市立大学 助 教 授	里 親 部 会 長
11	コマツザキ ケイコ 小松崎 啓子	横浜市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会副代表	里 親
12	サイトウ シロウ 齋藤 史郎	横浜市社会福祉協議会 会 長	委 員 長
13	トチオ イサオ 朽尾 勲	立 正 大 学 教 授	保 育 部 会 長
14	ナワタ ヨシヒコ 名和田 是彦	東京都立大学 教 授	児 童 部 会 長
15	フカノ ヒロコ 深野 博子	横浜障害児を守る 連絡協議会 副会長	児 童
16	フジイ ミノル 藤井 稔	神奈川新聞社編集局 編集委員室長兼論説委員	児 童 副 部 会 長
17	ムラタ ヨシオ 村田 由夫	横浜私立保育園 園 長 会 会 長	保 育
18	ヤオタニ ケンジ 矢尾谷 健司	横浜市労働組合連盟 書 記 長	保 育
19	ヤマモト ユキコ 山本 幸子	(社)横浜青年会議所 会 員	里 親
20	ワダ ナオキ 和田 直熙	横浜市社会福祉協議会 児童福祉施設部会長	里 親

第24期横浜市児童福祉審議会 保育部会委員名簿

(再掲、50音順)

	氏 名	現 職 名	備 考
1	浅井 ゆき子	横浜市PTA連絡協議会 書 記	
2	安西 美津子	横浜市女性協会 理 事	
3	伊藤 輝子	鶴見大学短期大学部 教 授	副部会長
4	大矢 裕子	女性の目で見た まちづくりアドバイザー	
5	朽尾 勲	立 正 大 学 教 授	部会長
6	村田 由夫	横浜私立保育園 園長会 会 長	
7	矢尾谷 健司	横浜市労働組合連盟 書記長	

## 審 議 経 過

平成14年 6月27日	総 会	保育部会（第1回）
平成14年 7月 8日		保育部会（第2回）
平成14年 7月29日		保育部会（第3回）
平成14年 9月 6日		保育部会（第4回）
平成14年10月 3日		保育部会（第5回）
平成14年10月30日	総 会	
平成14年12月 3日	総 会	保育部会（第6回）
平成14年12月17日		保育部会（第7回）
平成15年 1月15日		保育部会（第8回）
平成15年 2月 7日		保育部会（第9回）
平成15年 2月28日	総 会	